

令和 7 年度 与謝野町学童保育所のしおり (与謝野町放課後児童健全育成事業)

与謝野町学童保育所の利用希望児童を募集しますので、この“しおり”をよく読んでいただきお申し込みください。

現在、利用中の児童につきましても、改めて申し込みが必要となります。

長期休業期間（夏休み等）だけの利用を希望される場合も、募集期間内にお申し込みください。

募集期間後も随時、利用申し込みは受け付けますが、定員の都合上、利用希望に添えない場合があります。

【受付期間】令和 6 年 11 月 25 日（月）～令和 6 年 12 月 13 日（金）

【受付場所】与謝野町教育委員会 社会教育課又は各学童保育所
(与謝野町役場加悦庁舎 2 階 電話：43-9026)

【与謝野町学童保育所のしおりに入っている書類】

○利 用 申 請 書【様式 1 】 ⇒ 必ずご提出ください。

○児童家庭調査票【様式 1-2】 ⇒ 必ずご提出ください。

○就 労 証 明 書 ⇒ 必要部数をご提出ください。

※申請書等は、上記の受付場所又は各学童保育所に配置しています。

○受付期間内に提出できない場合は、社会教育課（電話：43-9026）までご連絡ください。

◆提出書類の注意事項

- ◎ 令和 7 年度に利用を希望される方は、令和 6 年度から引き続いて利用される場合でも申し込みが必要です。（令和 7 年 3 月春休みの続きで、令和 7 年 4 月春休みを利用希望される場合も申し込みが必要です。）
- ◎ 長期休業期間（春・夏・冬休み）のみ利用を希望される方も、期間内にお申し込みください。
- ◎ 利用申請書類に不備がある場合は、お返しする場合がありますので、再度書類を整えてご提出ください。
- ◎ 随時受け付けは行いますが、利用開始希望日の 14 日前までにご提出ください。

1、学童保育所とは

与謝野町の学童保育所は、保護者の就労や疾病その他の理由により、昼間、適切な保育が受けられないと認められる家庭の児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図るための事業です。

2、利用できる人

- ・与謝野町内に住所がある小学校１年生から６年生までの児童
- ・授業終了後等の昼間、保護者（親以外の親族を含む）が就労・その他の理由で家庭保育が受けられない児童

※産前産後の学童保育所の利用期間については、原則、産前６週間・産後８週間とします。（特別な事情がある場合はご相談ください。）

※ 同一家庭内、同一地区内に就労していない祖父母が居住しており、物理的に見守りが可能と判断できる場合は、原則利用することができません。（特別な事情がある場合は、「その他特別な理由書」に記載いただきます。）

※ 学童保育所は、児童本人の希望で利用するものではありません。保護者が安心して仕事に従事できるように支援するための事業です。

- 集団生活に慣れさせるためや近所に遊び相手がいない等の理由による利用はできません。（家庭で見守りができる場合は、利用をお断りします。）
- 就労を支援する事業のため、保護者の「ボランティア活動」「趣味の講座・教室」等を理由にした児童の受け入れは行いません。

※ 利用承認を受け、名簿登録をしている場合でも、休日等で就労されていない時間は、家庭で見守りをお願いします。

3、町内の学童保育所と利用できる地域

与謝野町では、居住地域や通学している小学校により、利用できる学童保育所を指定しています。

学童保育所名	開設場所	定員	対象児童
加悦学童保育所	旧かやこども園	８０名	加悦小学校区の児童
岩滝学童保育所	旧かえでこども園	８０名	岩滝小学校区の児童
三河内学童保育所	三河内幼稚園下の借家	１５名	三河内小学校区の児童
市場学童保育所	市場学童保育所	３０名	市場小学校区の児童
市場第二学童保育所	多目的施設じゅあん２階	２０名	市場小学校区の児童
山田学童保育所	山田学童保育所	３０名	山田小学校区の児童
石川学童保育所	国民健康保険診療所横の旧職員住宅	２０名	石川小学校区の児童

※なお、加悦学童保育所については、夏休みのみ定員を９０名程度に増員予定としています。

※定員及び開設場所については、変更する場合があります。

※土曜日の合同保育について

土曜日に以下の学童保育所は、市場学童保育所において合同保育となります。
三河内学童保育所、市場学童保育所、市場第二学童保育所、山田学童保育所、石川学童保育所

4、保育時間

- ・通常期（学校休業日を除く月曜日～金曜日）学校終業後から午後6時まで
- ・土曜日、長期休業期（春・夏・冬休み）および振替休日
午前8時から午後6時まで

※1 振替休校日及び気象状況
その他の理由により、保育
時間を変更もしくは閉所と
することがあります。

長期休業期間

<学年始休業日> 4月1日～6日

※但し、新1年生は、入学式の前日まで

<夏季休業日> 7月19日～8月27日

<冬季休業日> 12月25日～翌年1月7日

<学年末休業日> 3月25日～31日

なお、学校の事情により変更される場合があります。
終業式の翌日から始業式前日までの期間です。

※2 8月については、夏休み期間が短縮されることがあります。
その際、月の途中から2学期期間に入りますので、ご注意ください。
長期休業期間を利用せずに、通常日のみ利用される場合でも、利用料は
6,000円となります。

5、延長保育

- ・早朝：午前7時45分～午前8時00分
 - ・夜間：午後6時00分～午後6時30分
- ※必要な場合のみお申し込みください。

6、閉所日

- ・日曜日及び祝日
（※学校行事等で授業日であっても閉所します。）
- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・お盆休み（8月13日～8月16日）
- ・その他、必要と認めた日（警報発令等の場合）

7、児童の送迎

- ・保護者（中高生は原則不可）の方が責任をもち、各学童保育所にお迎えをお願いします。（お迎え時間は厳守してください。）
- ※申請書の家族構成欄に記入された家族の方以外がお迎えに来られる場合は、事前に学童保育所にご連絡ください。
- ※児童のみによる習い事等への送り出しはしませんので、必ず保護者のお迎えをお願いします。（学校への集団登校の場合等を除く。）

8、利用料等

（1）児童1人当たりの利用料

月額3,000円 （8月分のみ 6,000円）

（2）延長保育料

月額500円（早朝のみの利用の場合は無料）

（３）その他

- ① おやつ代（１回につき６０円）及び行事参加費等は、実費をご負担いただきます。（利用料と一緒に翌月に徴収します。）
※おやつ代金及び提供方法等については、現在検討中であり変更となる場合があります。
- ② 施設を破損等させた場合は、修理代をご負担いただく場合があります。

（４）利用料の納入方法について

学童保育所の利用料金（学童保育利用料）は、翌月に納付書を送付しますので納付をお願いします。（コンビニ等でも納付できます。）また、口座振替により納付することもできます。

９、面接・利用承認について

（１）面接の実施

- ・新規申込者の方や学童保育利用料に滞りのある方、また、継続利用を申し込みの場合でも、書類内容や過去の利用状況によって、面接によりお話を聞かせていただく場合があります。

（２）利用承認（不承認）について

- ・放課後、低年齢の児童が留守番を一人ですることがないように、提出書類を審査し、利用が適当と認めたときは「学童保育利用承諾書」により保護者に通知します。
- ・入所希望者が多数の場合は、入所を待機していただく場合や不承認となる場合があります。

なお、学童保育利用料に滞りがある場合や、申請内容に偽りが判明した場合は、利用の決定をしない場合や、決定を取り消す場合があります。

利用承認（不承認）の通知は、令和７年２月中旬を予定しています。
以降の審査結果は、随時通知します。

◆退所・利用承認要件の喪失について

- ◎ 保護者の離職等により、家庭で見る事が可能となった場合は、利用資格を喪失しますので速やかに「学童保育退所届出書」（様式３－２）を提出してください。
- ◎ 次に該当する場合は退所していただきます。
 - 児童を家庭で見る事が可能と認められる場合。
 - 学童保育所の取り決めを守っていただけない場合や、支援員の指示に従っていただけない場合、集団生活に支障をきたす場合。
 - 毎月の利用料を２ヵ月以上滞納された場合。

１０、その他

- ・提出書類の作成の際には、別紙１「提出書類作成上の留意事項」を参考のうえ、ご記入ください。
- ・感染症等の防止対策のため、臨時的に学童保育所を休所または利用制限等をお願いすることがあります。